

# 平成29年度 第1回横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会

日時:平成29年10月19日(木)13:30~15:00

場所:技能文化会館603研修室

## 次第

### 1 挨拶

### 2 議題

- (1) 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会委員長及び副委員長の選任等について …資料2

### 3 報告事項

- (1) 保育分野の評価基準の再編、整備について …資料3

- (2) 本市福祉サービス第三者評価制度の課題への対応について …資料4

### 4 その他

## 資料

資料1 横浜市福祉サービス第三者評価の概要について

資料2 横浜市福祉サービス第三者評価に係る要綱(一部抜粋)

資料3 保育分野の評価基準の再編、整備について

資料4 本市福祉サービス第三者評価制度の課題への対応について

資料5 平成29年度横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修(保育分野)の実施について

参考資料1 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会運営要綱

参考資料2 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会  
評価機関指定・評価調査員養成小委員会運営要領

参考資料3 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会分科会運営要領

参考資料4 統計資料

# 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会委員名簿

(五十音順・敬称略、H29.10.19現在)

◎委員長 ○副委員長	氏名	役職・所属団体等
	相澤 史人	特別養護老人ホーム 相生荘 施設長
	白石 玲子	しんよしだ保育園 園長
	新保 美香	明治学院大学 社会学部 社会福祉学科 教授
	須田 幸隆	特定非営利活動法人 よこはま成年後見つばさ 理事長
	竹下 淳子	西区在宅介護者のつどい「あけぼの会」 会長
	竹下 美穂	保育園を考える親の会 会員 東京女子大学現代教養学部コミュニケーション専攻 助手
	千木良 正	神奈川県弁護士会
	根橋 達治	社会福祉法人 白根学園社会就労センターしらね 管理者
	札本 晃子	元 鎌倉女子大学 短期大学部 初等教育学科 准教授
	森 佳代子	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長
	横川 剛毅	和泉短期大学 児童福祉学科 准教授
	吉原 明香	認定NPO法人 市民セクターよこはま 理事・事務局長

## 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会事務局名簿

### 【健康福祉局】

職名	氏名
副局長	サイトウ カットシ 斉藤 勝敏
企画課長	ヒラキ コウジ 平木 浩司
生活支援課長	スズキ シゲヒサ 鈴木 茂久
障害支援課長	カシヨウ ヒロシ 上條 浩
高齢施設課長	ツボイ タツユキ 壺井 達幸
企画課担当係長	マツシマ ユウイチ 松島 雄一
生活支援課事務係長	アマツミ クミ 雨堤 久美
障害支援課担当係長	イケムラ アキヒロ 池村 明広
高齢施設課担当係長	フカノ アキエ 深野 昭江

### 【こども青少年局】

職名	氏名
企画調整課長	フクシマ セイヤ 福嶋 誠也
保育・教育人材課長	イトウ ユカリ 伊藤 ゆかり
障害児福祉保健課長	エンドウ フミヤ 遠藤 文哉
企画調整課企画調整担当係長	マンネン クニヨシ 万年 邦佳
保育・教育人材課担当係長	チクリンジ サナエ 竹林地 早苗
保育・教育人材課担当係長	ミヤモト リカ 宮本 里香
障害児福祉保健課整備担当係長	ハタケヤマ シゲノリ 畠山 重徳

## 横浜市福祉サービス第三者評価の概要について

### 1 福祉サービス第三者評価事業の目的について

事業者の提供するサービスの質を、当事者（利用者や事業者）以外の公正・中立な第三者評価機関が、専門的・客観的な立場から評価を行います。

行政の監査とは異なり、最低基準を満たしているかを確認するのではなく、福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択を促進するために評価することを目的としています。また、評価結果を公表することにより、各事業者がよりよいサービスを提供できるように誘導する役割を持っています。

厚生労働省の指針では、都道府県単位で推進組織（神奈川県の場合には「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（以下、「推進機構」という）」を設置することとされていますが、横浜市では、それに加え、横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会（本委員会）の設置、独自の評価基準の策定、評価調査員の登録等、独自に福祉サービス第三者評価制度の推進を行っています。

### 2 横浜市が対象としている第三者評価対象施設

対象分野	対象施設
高齢分野	特別養護老人ホーム
	介護老人保健施設
	養護老人ホーム
障害分野	障害者施設
	障害児施設
	地域療育センター
	重度心身障害児者施設
保育分野	保育所
	横浜保育室
保護分野	救護施設
	更生施設

### 3 第三者評価機関について

推進機構の認証及び横浜市の指定を受けた評価機関です。評価機関は横浜市の定める評価基準を用いて評価を実施しています。

平成 29 年 10 月 1 日現在で、15 評価機関が活動しています。

### 4 評価調査員について

推進機構が実施する養成研修および横浜市の養成研修を修了したうえで、横浜市指定の評価機関に所属している者。

評価調査員は市の評価基準を使用し、横浜市内の福祉施設（高齢、障害、保育、保護）を対象に評価を行います。

本市評価調査員として活動するためには、高齢、障害、保育、保護のそれぞれ対応する分野の養成研修を受講する必要があります。

## 5 評価の流れについて

### (1) 事前準備（施設側が実施）

- ア 評価機関の情報収集、決定
- イ 評価機関との契約締結、スケジュールの確認
- ウ 利用者、利用者家族等に受審の周知など施設の準備 など

### (2) 事前調査（評価機関側が実施）

- エ 利用者家族へのアンケート
- オ 施設の自己評価

### (3) 訪問調査（評価機関側が実施）

- カ 評価機関に所属する評価調査員による現地訪問
- キ 聞き取りによる利用者本人調査など

### (4) 結果公表（評価機関側が横浜市に評価結果を報告）

- ク 調査結果を施設へ報告
- ケ 横浜市ホームページ及び推進機構ホームページの評価結果公表 など

### (5) 評価結果を基に、施設全体でサービスの質について考え、取り組む

※施設により異なりますが、契約締結から評価結果の公表までに半年程度かかります。

## 6 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会について

横浜市の福祉サービスの向上と利用者の適切なサービスを向上するため、横浜市附属機関条例に基づき、附属機関として設置されています。委員会の下部組織として、小委員会及び分科会が設置されています。

### (1) 担当事務

- ア 第三者評価の仕組み・手法に関すること
- イ 第三者評価の評価基準に関すること
- ウ その他第三者評価に必要な事項

### (2) 下部組織

#### ア 評価機関指定・評価調査員養成小委員会

<審議事項>

- ・横浜市福祉サービス第三者評価機関指定要綱に基づく指定の適否に関すること
- ・横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修・登録要綱に基づく養成研修受講者の合否に関すること

#### イ 分科会

<検討事項>

- ・評価基準の分野別項目、判断基準
- ・評価調査者の養成に関する分野別の課題
- ・評価機関の認証に関する分野別の課題
- ・その他必要な事項

## 7 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会委員について

委員会の委員は、福祉法律等に関し、優れた見識を有する者、福祉施設従事経験者、福祉に関するNPO・ボランティア等の活動経験者及びその他市長が認める者で、現在12名で構成されています。

【現委員の任期：平成29年4月20日から平成32年4月19日まで（3年間）】

## 横浜市福祉サービス第三者評価に係る要綱（一部抜粋）

### 1 委員長の互選・副委員長の選出について

#### 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会運営要綱（一部抜粋）

（委員長等）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### 2 評価機関指定・評価調査員養成小委員会委員の選出について

#### 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会運営要綱（一部抜粋）

（小委員会の設置）

第7条 委員会に、評価機関指定・評価調査員養成小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

2 小委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 横浜市福祉サービス第三者評価機関指定要綱に基づく指定の適否に関すること

(2) 横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修・登録要綱に基づく養成研修受講者の合否に関すること

3 委員会は、前項の審議事項について諮問を受けたときは、小委員会の決議をもって委員会の決議とする。

4 小委員会の運営について必要な事項は別に定める。

#### 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会評価機関指定・評価調査員養成小委員会運営要領

（組織）

第2条 小委員会は、横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会の委員で構成し、5人以内とする。

（委員長等）

第3条 小委員会に委員長を置く。

2 委員長は、横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会委員長をもってあてる。

3 委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

### 3 保育分科会会長の選出について

#### 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会運営要綱（一部抜粋）

（分科会の設置）

第6条 委員会は、第2条に規定する事項について、検討対象となるサービス分野別に具体的に検討及び検証を行うために、分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、委員長が定める事項について、調査・検討を行う。
- 3 分科会の長は委員会の委員の中から委員長が指名する。
- 4 分科会の運営について必要な事項は別に定める。

#### 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会分科会運営要領

（組織）

第3条 各分科会は、委員15名以内で構成する。

2 前項に掲げる委員のほか、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

（委員の委嘱）

第4条 委員は次に掲げるものの中から市長が委嘱する。

- (1) 福祉、法律等に関し優れた識見を有する者
- (2) 福祉施設従事経験者
- (3) 福祉に関連するNPO・ボランティア等の活動経験者
- (4) その他、市長が特に認める者

## 福祉サービス第三者評価 保育分野の評価基準の再編、整備について

28年3月に改正された保育所版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び平成29年3月に告示された保育所保育指針との整合性を図るため横浜市福祉サービス第三者評価基準（保育所編）の評価基準の見直しを行います。また、「保育所における第三者評価の実施について」（平成28年3月通知）において、地域型保育事業を行う事業所に係る第三者評価については保育所における第三者評価に準じて行うことが示されたことを受け、横浜保育室編の評価基準を3歳未満児施設編に再編します。

上記の見直しのため、横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会保育分科会を開催します。

### 見直しについてのスケジュール

時期	内容
29年11月上旬 ～12月上旬	・ 保育分科会の開催（保育所編、3歳未満児施設編の基準案の審議。 3回を予定）
30年 2月	・ 第三者評価推進委員会で基準案を審議、決定
3月	・ 評価機関向け研修の実施 ・ 認可保育所等 施設・事業者向け説明会で新しい基準を説明
4月～	・ 評価実施

### 保育分科会の開催について

- ・ 基準改定案を審議する保育分科会委員に、小規模保育事業関係者1名にも参加していただくこととしたい。

#### ・《参考》保育分科会委員名簿（敬称略）

氏名	推進委員会	所属
札幌 晃子	委員	元鎌倉女子大学短期大学部 准教授
竹下 美穂	委員	保育園を考える親の会会員 東京女子大学現代教養学部 助手
白石 玲子	委員	しんよしだ保育園園長（私立保育園園長会推薦）
伊藤 輝子		元鶴見大学短期大学部教授
関口 悦子		元玉川大学客員教授
中村 きく子		民間、横浜保育室設置者
		小規模保育事業関係者 調整中



## 本市福祉サービス第三者評価制度の課題への対応について

### 1 趣旨

本市福祉サービス第三者評価制度の課題について、今後、本市関係課で対応策の検討を行います。

検討を行う方向性について委員の皆様事前に報告いたします。

### 2 現状の本市福祉サービス第三者評価制度の課題

- ・受審の義務化及び受審料の助成を行っている認可保育所等以外の受審件数が少ない(受審の動機づけ等ができていない)。
- ・高齢・障害・保護の各分野がそれぞれで評価項目の見直しや評価調査員養成研修の実施をしていく現行の制度運用は、事務量が膨大となるため、評価項目の見直しや評価調査員養成研修の実施に十分に対応できていない状況である。
- ・かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（以下、「推進機構」という）が県域で実施している事業に本市独自の基準を上乗せして事業を実施しているために、評価調査員・評価機関の登録、結果の公表といった事務が重複している。

### 3 課題解決の方向性（事務局案）

- ・受審件数の増に繋がる具体的な方策について検討します。
- ・評価項目の更新や評価調査員養成研修の実施について、全国的な働き方改革の流れを踏まえ評価機関、本市双方の負担を減らすとともに、評価の質を維持しながら、持続可能な仕組みを関係機関とともに検討します。
- ・関係機関と統合可能な部分を洗い出し、事務の集約につながる方策について検討します。

⇒以上の方向性で課題解決を図ることで、受審件数の増など制度の活性化を図りたいと考えています。

### 4 今後の進め方

今後、本日お示しした方向性をもとに事務局で検討を進めます。

今年度末に再度福祉サービス第三者評価推進委員会を開催し、改善案をご提示し、ご議論いただきます。

## 平成 29 年度横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修（保育分野）の実施について

### 1 目的

信頼される評価調査員として求められる知識、横浜市の評価項目・評価基準の正確な把握及び面接調査に必要な技術や姿勢を習得するため、調査員養成研修を実施します。

### 2 養成研修対象分野及び定員数

保育分野 50 名程度

本市指定の評価機関または本市に評価機関の指定を申請している法人に所属し、本市の分野を取得していない者（養成研修対象分野以外の分野を取得している者も含まれます）

※かながわ福祉サービス第三者評価推進機構に評価調査員として登録されている、もしくは登録見込みであることが条件です。

### 3 研修日程 3日（推進機構の評価調査者認定研修で保育所実習を受講した者は2日。 保育実習を受講済みだが希望すれば保育所実習可。）

	日程・会場・時間	主な研修内容（案）
1 日目（座学）	平成 29 年 11 月 27 日（月） 9：15 ～ 17：00 フォーラム（男女共同参画センター横浜） （横浜市戸塚区上倉田町 435-1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開校式、オリエンテーション</li> <li>・横浜市の保育運営施策</li> <li>・事業者ヒアリングのポイント（評価の根拠づけ）</li> <li>・着眼点の捉え方</li> <li>・施設実習に対する心構え（参加者のみ）</li> </ul>
11 月 28 日から 12 月 7 日の間の 1 日間 （施設実習）	各施設による（市立保育所） 9：00 ～ 16：00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設見学（1 施設 4 名以下）</li> <li>・施設従事者に対するヒアリング</li> </ul> ※後日、レポート提出必須 ※推進機構の評価調査者認定研修で保育所実習を受講していない者、受講済みだが希望する者も可。
2 日目（座学） （効果測定）	平成 29 年 12 月 8 日（金） 9：15 ～ 15：15 横浜情報文化センター （横浜市中区日本大通 11 番地）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書のまとめ方（グループワーク）（分野追加の者は「報告書のまとめ方」のみ免除）</li> <li>・研修を通じ学んだことを問う</li> </ul>

### 4 受講者の合否について

#### （1）合否の条件

- ア すべてのカリキュラムに参加すること
- イ 効果測定に合格すること

#### （2）効果測定の合否基準の判定について

評価機関指定・評価調査者養成小委員会を開催し、受講者の合否を諮問のうえ決定します。

### 5 27 年度養成研修受講料（参考）

- （1）新規（保育分野のみ）1 名につき 15,237 円
- （2）分野追加（保育分野のみ）1 名につき 8,465 円